



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 県税に係る徴収金の収納事務の委託（税務課）…………… 1
- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課）…………… 2
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課）…………… 3

### 公 告

- 沖縄県酪農及び肉用牛生産近代化計画の概要（畜産課）…………… 3

## 告 示

### 沖縄県告示第228号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、次のとおり沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第15条第2項に規定する個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金の収納の事務を委託した。

平成28年 4月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 委託した収納事務 直営店舗又は加盟店舗における個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金の収納事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
国分グロースーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

- (3) 委託期間 平成28年 4月1日から平成29年 3月31日まで

- 2 (1) 委託した収納事務 1に掲げる受託者が収納した個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金並びにその収納情報を取りまとめる事務並びに当該徴収金を指定金融機関等に払い込む事務
- (2) 受託者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号

(3) 委託期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### 沖縄県告示第229号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成28年4月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

変更前

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
国頭加入区	国頭漁業協同組合の地区	1 総トン数10トン未満の漁船を使用して行う漁船漁業 2 主としてまぐろをとることを目的とする漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろをとることを目的とする漁業） 3 定置漁業 4 1から3までに掲げる漁業以外の漁業
石川・読谷加入区	石川漁業協同組合の石川地区及び読谷村漁業協同組合の地区	大型定置漁業
知念加入区	知念漁業協同組合地区	1 主としてひき縄漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業） 2 主として刺し網漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業） 3 主としてソデイカ旗流し漁業（総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業） 4 大型定置漁業 5 小型定置漁業 6 1から5までに掲げる漁業以外の漁業

変更後

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
国頭加入区	国頭漁業協同組合の地区	1 総トン数10トン未満の漁船を使用して行う漁船漁業及び小型定置漁業 2 主としてまぐろをとることを目的とする漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろをとることを目的とした漁業） 3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業
国頭・読谷・知念加入区	国頭漁業協同組合の地区、読谷村漁業協同組合の地区及び知念漁業協同組合の地区	大型定置漁業
知念加入区	知念漁業協同組合地区	1 主としてひき縄漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業）

		2 主として刺し網漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業) 3 主としてソデイカ旗流し漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業) 4 小型定置漁業 5 1から4までに掲げる漁業以外の漁業
--	--	---

**沖縄県告示第230号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成28年4月22日から同年5月12日まで一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護本部線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字中山242番11から 名護市字中山242番11まで	14.5m ～ 34.5m	74.7m
新	名護市字中山242番11から 名護市字中山242番11まで	19.2m ～ 40.6m	74.7m

**沖縄県告示第231号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成28年4月22日から同年5月12日まで一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高野西里線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	宮古島市平良字下里998番5から 宮古島市平良字下里608番2まで	8.4m ～ 14.0m	655.2m
新	宮古島市平良字下里998番5から 宮古島市平良字下里608番6まで	14.0m ～ 49.0m	655.2m

**公 告**

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定により作成した沖縄県酪農及び肉用牛生産近代化計画の概要は、次のとおりである。

平成28年4月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

## 1 沖縄県の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の情勢

本県の酪農及び肉用牛生産は、亜熱帯の温暖な自然特性を活かして生産振興を図ってきた。特に肉用牛経営においては、離島地域を中心に、土地の有効活用による自給飼料生産等の推進によって、平成18年には飼養頭数が8万頭を越える全国有数の肉用牛産地となり、本県農業の基幹部門となっている。

農業産出額においても、平成25年には、酪農と肉用牛生産で201億円を産出し、農業産出額全体（885億円）の22.7パーセントを占めている。また、畜産部門全体では44.4パーセント（393億円）を産出している。

そのような中、畜産を取り巻く状況は、WTO（世界貿易機関：World Trade Organization）農業交渉、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定：Trans-Pacific Partnership）及びEPA（経済連携協定：Economic Partnership Agreement）の輸入関税引下げ交渉等による価格競争への不安、穀物高騰に伴う飼料価格の高止まり、飲料の多様化に伴う牛乳消費量の減少、職業の多様化に伴う後継者不足等、克服すべき多くの課題を抱えており、農家戸数及び飼養頭数とも減少傾向が続いている。

しかしながら、酪農による牛乳・乳製品及び肉用牛は本県の重要な農業作目であることから、これまで築き上げてきた生産基盤を次世代に継承していくため大きく転換しなければならない。そのため、今後も進展が予想されるグローバル化への対応、消費者が求める安全・安心の確保及び多様な需要への対応、自給飼料の生産基盤に立脚した足腰の強い経営体の育成等、さまざまな取組を関係機関が一体となって推進し、酪農及び肉用牛生産の更なる振興を図っていく必要がある。

## 2 担い手の育成及び労働負担の軽減に向けた対応

担い手の育成を図るため、飼養・経営管理に係る技術及び知識の習得について、関係機関が連携し、新規就農者等に対する農業大学校等の教育機関を活用した研修の充実・強化を推進する。

労働負担の軽減を図るため、畜産農家の休日の確保を図るとともに、病傷時の経営継続等のために労働力を提供するヘルパー要員の技術向上等を図りその活用が不可欠な家族経営農家の利便性の向上を推進する。

また、各経営体の飼養形態や飼養規模に応じて、計画的な省力化機械の導入を推進する。

## 3 乳用牛・肉用牛飼養頭数減少への対応

乳用牛においては、性判別技術や受精卵移植を活用して優良な乳用後継牛を確保するとともに、和子牛生産への取組を支援し、収益性の向上を推進する。

肉用牛生産においては、市町村及び関係団体が実施する優良繁殖雌牛の導入及び更新を支援するとともに、増頭意欲のある繁殖経営農家に対して簡易牛舎の整備等の支援を行う。また、県内肉用牛の分娩間隔は他県に比べ長いことから、ICT技術の活用等により分娩間隔を短縮する取組を推進する。

## 4 国産飼料生産基盤の確立

本県における自給飼料生産の現状は、草地作付面積5,594ha（採草地4,946ha）となっており、草地開発事業（畜産基地建設事業等）の推進により飛躍的に発展してきた。しかしながら、管理不足により地力低下や強害雑草繁茂等の草地生産性の低下が見受けられる。平成37年度には肉用牛の飼養頭数を8万頭とし、乳牛の生産乳量を3.4万トンとする目標を掲げる本県としては、安定的な経営を維持するには飼料生産基盤の拡大と生産性向上が必要となることから、自給粗飼料の生産基盤を確立するため、次の3つの事項について重点的に取り組むこととする。

### (1) 高位生産性飼料作物を利用した飼料生産基盤の構築

安定した畜産経営を展開するため、収量の高いケーングラス及びソルゴー並びにTDN収量の高いギニアグラス、ブラキアリアグラス等の高位生産性飼料作物への転換を図ることで、既存の草地面積での生産性の効率化を図る。

### (2) 未利用地、遊休化した農地等の計画的な草地造成による採草地面積の拡大

未利用地、遊休化した農地等の利活用を推進し、集約化された効率の高い草地造成を行うことにより、粗飼料生産体制の効率化を図る。

### (3) 計画的な草地更新による生産性向上の推進

経年劣化により地力が低下した草地の状況把握に努めるとともに再整備を行い、粗飼料生産を強化し、安定した自給粗飼料体系を構築する。

## 5 家畜衛生対策の充実・強化

口蹄疫等の家畜伝染病に対する危機管理体制の強化を図るため、関係機関と連携し、発生の予防、早

期の発見・通報等が的確に行われるよう、飼養衛生管理基準の遵守について指導を行うとともに、発生時の円滑・迅速な防疫対応の準備の徹底に努める。生産者は、飼養衛生管理基準の遵守を基本とした日々の衛生管理の徹底や異状確認時の早期通報等を行うとともに、慢性疾病についても、発生予防及びまん延防止に努める。

また、生産段階における畜産物の安全性の向上及び家畜疾病の予防の観点だけでなく、生産物の付加価値向上を図るため、農場指導員養成や取組農場の認証等を通じ、畜産農家におけるHACCP（農場HACCP）の普及・定着等を推進する。

さらに、口蹄疫等の家畜伝染病の発生の未然防止や飼養衛生管理基準の遵守指導等を行うため、産業動物診療を行う獣医師や家畜防疫員など産業動物獣医師の確保・育成に努める。

#### 6 畜産環境対策の充実・強化

本県における畜産環境対策は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）の施行に伴い、平成16年度までに堆肥舎などの家畜排せつ物処理施設を整備してきた結果、同法の適用対象農家においては、管理基準は遵守されている。

しかしながら、都市部や都市化が進行している沖縄本島の中南部地域では住宅と畜舎が混住しているため畜産に起因する悪臭などの苦情が頻繁に寄せられていること、家畜排せつ物による堆肥・液肥の地域内利用が進まないこと及び同法の施行に伴い整備した家畜排せつ物処理施設・設備が老朽化していることが課題となっている。

こうした中、本県においても畜産業が将来にわたり健全に発展していくためには、引き続き家畜排せつ物の管理の適正化を図ると同時に、その利用を一層推進し、地域と調和した畜産経営の確立を図るため耕畜連携をさらに強化する必要がある。そのため、市町村、農協等の関係機関と連携し、畜産農家が抱える家畜排せつ物処理に関する課題や耕種農家が必要とする堆肥ニーズの把握に努め、計画的に畜産環境整備リース事業、畜産クラスター事業等の制度を利活用し、畜産環境対策の充実・強化に向けた取組を推進していく必要がある。

#### 7 畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化

畜産クラスターについては、中心的経営体及び地域の畜産関係団体（県、市町村、JA、飼料会社等）が連携し、地域毎の課題を抽出し、当該課題の解決に向けて各取組を推進する。

肉用牛生産については、分娩間隔の短縮、事故率の低減等による生産性の向上及び優良繁殖素牛の導入・保留等による生産基盤の強化に取り組む。

乳用牛については、繁殖成績の向上及び高品質乳の維持による生産性の向上並びに雌雄判別精液を活用した後継牛の確保等による生産基盤の強化を図るとともに、和牛受精卵を利用した和牛生産拡大に取り組む。

また、各畜種において機械導入を推進し、労働力の削減を図ることにより飼養規模の拡大に取り組むとともに、畜産環境問題の改善等に取り組む。

#### 8 畜産物の安全確保の推進

FAO（国際連合食糧農業機関：Food and Agriculture Organization）及びWHO（世界保健機関：World Health Organization）の国際基準に適合した生産からと畜までの安全性の確保及び生産衛生管理体制の整備を目的として、HACCP（農場HACCP）に基づき生産衛生管理基準を設定し、安全で低コストな畜産物の生産を促進する。

また、動物医薬品の適正使用に関する指導の徹底により、安全で良質な畜産物の生産促進を図る。

#### 9 消費者の信頼確保の推進

食肉処理施設のHACCP対応施設の整備により、消費者への安全・安心な食肉の供給を推進する。

また、流通段階における産地表示等の推進を図るとともに、イベント等を活用し県産畜産物の安全・安心の周知を図ることにより消費者の信頼確保を推進する。

#### 10 ニーズを踏まえた生産及び供給の推進

牛乳・乳製品については、安定供給を図りつつ、多様化する消費者ニーズに対応するとともに、生乳の消費促進に向けた取組を図る。

牛肉については、これまでの脂肪交雑及び産肉効率の向上を図るための品種改良の取組に加えて、多様化する消費者ニーズへの対応として、若齢肥育における肥育期間短縮による適度な脂肪交雑の牛肉の生産を推進し、観光とマッチした県産畜産物の地産地消のための取組を図る。



II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	現在 (平成25年度)				目標 (平成37年度)					
	区域の 範囲	総頭数	成牛数	経産牛 頭数	経産牛1頭 当たり年間 搾乳量	生乳 生産量	成牛 頭数	経産牛 頭数	経産牛1頭 当たり年間 搾乳量	生乳 生産量
沖縄県	県一円	4,731	3,716	3,452	8,193	28,281	4,846	4,022	8,500	34,184
		頭	頭	頭	kg	t	頭	頭	kg	t

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範囲	現在 (平成25年度)				目標 (平成37年度)					
		肉専用種		乳専用種		肉専用種		乳専用種			
		肉用牛 総頭数	繁殖雌牛 頭数	肥育牛 頭数	その他 頭数	計 頭数	肉用牛 総頭数	繁殖雌牛 頭数	肥育牛 頭数	その他 頭数	計 頭数
沖縄県	県一円	69,966	41,970	6,388	21,382	69,740	82,107	47,774	6,500	27,583	81,857
		頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名(特徴 となる取組の 概要)	経営概要		牛		生産性指標																											
	経営 形態	経営 方式	飼養 方式	飼養 形態	総産牛 頭数	更新 産次	産次	作付け体 系及び単 収	kg	作付け延 べ面積 ※放牧利 用含む	ha	外部化 (種類)	購入 産飼料 (種類)	飼料自 給率 (国産 飼料)	%	粗飼料 給与率	%	経営内 堆肥利 用割合	割	生産コ スト 生乳1kg 当たり 費用 合計 (現状平 均規模と の比較)	円(%)	労働 時間 経産牛 1頭当 り飼養 労働時 間	hr	総労働 時間 (主たる 従事者の 労働)	hr	粗収入	万円	経営 費	万円	農業 所得	万円	主たる従 事者1人 当たり 所得
性別別技術や 受精卵移植技 術を活用した 効率的な乳用 牛後継牛確保 と和子牛生産 を行い、収益 性の向上を図 る家族経営及 び中規模法人 経営	専業	繫ぎ 飼い	ほ育・ 育成へ ルバー 与	TMR給 与又は分 離給与	50	2.8以上	産次	kg	3.9	コ ン ト ラ ク タ ー	—	—	19.2	50	10	136	114	5,679	5,548	4,853	695	348										

2 肉用牛経営方式  
(1) 肉専用種繁殖経営

方式名(特徴となる取組の概要)	経営概要										生産性指標									
	経営形態	飼養形態			牛			飼料				人								
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	分娩間隔	出荷月齢	出荷時体重	作付け体系及び単収	作付け延べ面積※放牧利用含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料自給率(国産飼料)	経営内粗飼料自給率(国産飼料)	生産コスト	労働	経営	
ICT技術やコントラクターの活用等により、分娩間隔の短縮や省力化を図る中規模家族経営及び法人経営	頭	60	舎飼・期間放牧	-	1.2	12.5	24	8	11,000	8.04	コントラクター	配合飼料	73	86	10	127,166	85.7	1,800	662	331

(2) 肉用牛(肥育・一貫)経営

方式名(特徴となる取組の概要)	経営概要										生産性指標									
	経営形態	飼養形態			牛			飼料				人								
		飼養頭数	飼養方式	給与方式	放牧利用(放牧地面積)	肥育開始	出荷月齢	出荷時体重	1日当たり増体重	作付け体系及び単収	作付け延べ面積※放牧利用含む	外部化(種類)	購入国産飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	粗飼料自給率(国産飼料)	経営内粗飼料自給率(国産飼料)	生産コスト	労働	経営	
肥育牛の出荷月齢の早期化による飼料費等の低減や牛肉の地域ブランド化などによる収益性向上を図る中規模家族経営及び法人経営	頭	150	群飼	分離給与又はTMR給与	8.5	26	17.5	720	0.88	11,000	5.1	配合飼料 粗飼料	18.9	25	3	283,527	24	1,800	1,276	638

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---